温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第二号（令和八年六月三十日）

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、温室効果ガス算定 排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令

（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部改正）

第一条　温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の三中「管轄する地方環境事務所長」を「管轄する地方環境局長」に、「所轄地方環境事務所長」を「所轄地方環境局長」に改める。

第二十三条の表環境大臣の権限の項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

様　式第四から様式第六まで中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

（地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部改正）

第二条　地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令（平成二十年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則の表環境大臣の権限の項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この命令は、令和八年七月一日から施行する。